

神戸市みちの懇談会開催要綱

平成 17 年 9 月 30 日 市長決定

（目的）

第 1 条 市民・利用者のニーズや新たな地域の課題に対応した“みち”の施策に関し、専門的な見地及び市民・利用者の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市みちの懇談会（以下「懇談会」という）を開催する。

（委員）

第 2 条 懇談会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第 3 条 懇談会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、懇談会の委員のうちから、市長が指名する。

3 座長は、懇談会の進行をつかさどる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故ある時、又は座長が欠けた時は、その職務を代行する。

（懇談会の招集等）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員でない者を懇談会に出席させ、意見を徴することができる。

（懇談会の公開）

第 5 条 懇談会は公開とする。

2 懇談会の議事録及び議事要旨は、開催の都度公開することとする。

3 懇談会資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合は、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は建設局長が定める。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日決裁）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 12 日決裁）

この要綱は、平成 20 年 11 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 16 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。